

第 336 回月例会・報告概要

開催日：2015 年 11 月 21 日（土曜日） 10：00

報告者：村島正隆（株島津製作所）

テーマ：訴訟ホールドの概要等と弁護士・依頼者間秘匿特権の社内弁護士への適用等についてー日本企業が米国訴訟の被告となる場面においてー

報告者コメント：米国における製品事故の損害賠償請求の相手方とされた経験から、①訴訟ホールドの概要と経験上難しさを感じた点、②弁護士・依頼者間秘匿特権については特に社内弁護士への適用の問題と（特に製品事故における）実際上の有用性について検討、紹介する。

報告概要：

1. 訴訟ホールド (Litigation Hold)

→社内において訴訟に関連する文書等が廃棄、改変されることを防ぐため、一定時点から、(潜在的な) 訴訟当事者に、訴訟関連文書等を保存し、また保存を周知する社内通知 (Litigation Hold Notice) を出す義務がある

(1) 保存義務・通知義務の発生時期

Zubulake v. UBS Warburg, 220 F.R.D. (S.D.N.Y. 2003)

→訴訟になることが合理的に予測される場面

→過去に類似訴訟が提起されている場合に注意

(2) 保存義務の対象となる文書等

→原告または被告の主張との関連性 (relevance) を有するものであれば、秘匿特権等によって保護された情報でない限り、すべての情報が対象。(連邦民事訴訟規則 26 条(b)(1)、同 34 条(a)(1)(A)参照)

(3) 第三者保存文書等についての通知義務

→訴訟当事者の「支配下 (control)」にあるか

Haskins v. First American Title Insurance, 2012 WL 5183908 (D.N.J Oct. 18, 2012)参照

(4) 通知懈怠事態への制裁

2. 弁護士・依頼者間秘匿特権 (Attorney Client Privilege)

→弁護士と依頼者が包み隠さず話をできるようにするため、口頭、書面、電子メールのいずれの手段によるものもディスカバリーの対象から除外されるとするコモン・ロー上の制度

(1) 要件

United States v. United Shoe Machinery Corp. (D Mass. 1950)参照

(2) 社内弁護士への適用

1) 外部弁護士と社内弁護士とを「弁護士」という地位の面で区別する理由はない

2) 社内弁護士の米国弁護士資格の有無による差異

2-1) 米国弁護士資格を持っている場合

2-2) 米国弁護士資格を持っていない場合(例えば日本弁護士資格のみ)

→①当該外国が社内弁護士に対して証拠法上の特権を認めているか、②秘匿特権適用に関する準拠法の問題(米国法か当該外国法か)により判断される

3) 社内弁護士への適用上の注意点

4) 社内弁護士の「Client(依頼者)」は誰か? “サブジェクトマターテスト”

(3) 秘匿特権の実際上の有用性について

以下のような事例を仮定する。

Y社(日本企業)は、航空機のエンジンユニット、空調ユニット等に使用される部品を製造販売している。A社(米国企業)は航空機エンジンの製造販売会社である。X社(米国企業)はセスナ機のリース事業を営む米国企業である。

A社製エンジンを載せたX社保有セスナ機が、米国内で飛行中にエンジン停止し不時着し大破する事故が起きた。A社が当該エンジンを調査した所、エンジンに燃料を供給する系統に使われているギヤ(シリアルナンバー等の刻印によりY社製である可能性が高い。以下、本件ギヤという。)が異常に摩耗していることが判明した。

X社は、ニューヨーク州南部連邦地裁に、A社及びY社を相手取って損害賠償を求めて提訴した。Y社は社内に対応チーム(IRT: Incident Response Team)を立ち上げた。IRTには法務部に所属する甲(日本弁護士、米国NY州弁護士)が含まれていた。

Y社は、弁護士依頼人間秘匿特権を利用して、本件関連情報をディスカバリーからどこまで守ることができるか。

以上